

2020年6月1日

学校法人 大同学園

大同学園食堂業務委託業者の公募について

学校法人大同学園では、学生・生徒に対する「食のサービス」及び教職員に対する「福利厚生の一環」として、安心・安全で、健康面に配慮し、食事内容及び価格面において利用者の満足が得られる食堂業務委託業者を誘致するため、次のとおり募集します。

1. 委託食堂の概要※¹

- (1)場 所 大学：名古屋市南区滝春町 10-3
高校：名古屋市南区大同町 2-21
- (2)建 物 ①大学：A棟 14F、B棟 1F、C棟 1F
②高校：東館 1F
- (3)面 積 ①A棟 14F：30 m² ②B棟 1F：148.88 m²
③C棟 1F：約 40 m² ④高校：約 150 m²
- (4)席 数 ①A棟 14F：72 席+α ②B棟 1F：約 500 席
③C棟 1F：70 席 ④高校 1F：152 席
- (5)営業日 ①大学：月～金曜日
ただし、夏季一斉休業（約 10 日間）、年末年始休業（約 14 日間）を除く。
なお、土・日・祝日、夏季・春季休業期間の営業は別途協議。
②高校：月～金曜日
ただし、夏季一斉休業（約 10 日間）、年末年始休業（約 14 日間）、定期考査
期間中（年 5 回）、夏期・冬期・春期休業期間、入学試験等の入構禁止日を除く。
なお、オープンスクール、授業参観、中学校・塾説明会等の学校行事の営業は
別途協議。
- (6)営業時間※² ①A棟 14F：11 時～14 時 ②B棟 1F：8 時～10 時 30 分、11 時～14 時
③C棟 1F：11 時～14 時 ④高校 1F：11 時～14 時（営業時間の延長は可）
- (7)利用者数 ①A棟 14F：約 80 食 ②B棟 1F：約 600 食（うち 100 円朝食※³200 食程度）
③C棟 1F：約 250 食 ④高校 1F：約 100 食
- (8)大学学生数 1 学年 定員 790 人（2019 年度の学生数 約 3,500 人）
- (9)高校生徒数 1 学年 定員 480 人（2019 年度の生徒数 約 1,400 人）
- (10)教職員数 ①大学：約 400 人（約 200 人） ②高校：約 120 人（約 40 人）（ ）内は非常勤で内数
- (11)メニュー 別紙
- (12)機器 別紙
- (13)その他 大学の食堂は近隣企業、近隣住民の利用も可としています。
高校では、食堂の営業時間外において、部活動の合宿等で食堂及び厨房施設を使用する場合があります。

※ 1. 原則 4 つの食堂を委託します。

※ 2. 本契約とは別に、大学強化クラブの食事提供（夕食を含む）について相談させてください。

※ 3. 現在、大学では後援会から 1 食 250 円の援助を受け学生に朝食を 100 円で提供しています。

2. 応募資格

食堂運営について良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有し、長期間にわたり安定した食堂運営が可能な業者であって、次の要件を全て満たしている者としてします。

- (1)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (2)2015 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (4)破産者でないこと。
- (5)次の①から⑦のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けてないこと。

3. 契約期間等

契約締結日から 2023 年 3 月 31 日まで。以降、年度ごとに更新の可否を判断させていただきます。

4. 営業内容

(1)メニューの提供方法等

それぞれの食堂でどのように提供を行うかご提案いただき、味と品質の良いメニューを提供することとします。また、学生・生徒及び教職員が行う各種パーティーに対応（夕食時間帯を含む）できることとします。夕食時間帯（17 時 00 分～20 時 00 分）の営業を行うことも可です。強化クラブの朝、昼、夜の食事対応もお願いします。

5. 経費負担

(1)学園が負担する経費

- ・既存の厨房設備、椅子、テーブル、食器、調理器具、空調等機器（無償貸与）
- ・建物の維持及び修繕に関わる経費
- ・その他学園が認めた経費

(2) 委託業者が負担する経費

- ・ 食事の提供に関わる消耗品（食材、消耗資材等）、運搬費、廃棄処分の経費
- ・ 人件費、保健衛生費、被服費、営業に関する経費
- ・ 原状回復費用
- ・ 施設等使用料は無償としますが、公租公課が生じた場合は受託者の負担とします。

※光水熱費については要相談とします。

※大学では、現在 100 円朝食（学生負担 100 円、後援会援助 250 円）やバランス弁当（後援会援助 100 円）のサービスを実施しています。

※トレー広告、箸袋等の広告で得た収入は委託業者のものとし、ただし掲載内容などの確認を行い許可したものに限り、ます。

6. 応募申請

(1) 申請書類

①学校法人大同学園食堂業務委託審査申請書（指定様式）

②企画提案書（様式は任意）

ア 運営の姿勢、運営方針

イ 食堂のレイアウト

ウ 安定的・継続的な店舗運営

- ・ 調理師・栄養士を含む従業員の配置、雇用、営業時間
- ・ 従業員の教育・研修
- ・ 健全な収支計画
- ・ 苦情・要望への対応
- ・ 災害等緊急時の対応

エ 安全管理・衛生管理及び環境への配慮に関する取組

オ 食事の提供方法

カ メニューの内容や構成、価格（光水熱費が大学負担の場合と業者負担の場合を作成）

キ パーティへの対応

提供できるメニュー、価格などを記載してください。

ク ケータリングへの対応

弁当や飲み物等について、提供できるメニュー、価格などを記載してください。

③会社の概要（パンフレット等、設立年・本社・資本金・売上高・店舗数などが分かる資料）

④過去 3 年分の貸借対照表・損益計算書

⑤その他、大学等への出店実績など参考となる資料

(2) 申請方法

①申請書類受付期間

2020 年 6 月 1 日（月）から 6 月 30 日（火）17：00 まで

②提出先

〒457-8530 名古屋市南区滝春町 10-3

学校法人大同学園 総務室

③提出方法

①の期間内に次の要領で提出してください。

ア 郵送による場合

指定の期日必着でお願いします。

なお、郵便事情による未着、遅延の責は負いませんので、ご注意ください。

イ 持参による提出

9:00 から 17:00 (12:00~13:00 を除く) の間をお願いします。

④提出書類の取り扱い

提出された書類は、お返しいたしません。また、今回の目的以外に利用することはありません。

7. 選考方法等

(1) 1次選考（書類審査）

提出された申請書類に基づき、書類審査を行います。提案された内容等を審査し、上位3社までを1次選考の通過者とします。なお、1次選考の通過者には7月上旬頃に運営方針・コンセプト等のプレゼンテーションの依頼をいたします。

(2) 2次選考（プレゼンテーション） 8月に、プレゼンテーションを行います。

(3) 選考結果の通知

選考結果は9月に、文書で通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じません。

また、選考結果に対する異議を申し立てることはできません。

(4) 選考結果の取り消し

次の場合には、選考されていても取り消します。

①提出書類に虚偽の記載をしたとき。

②正当な理由なくして、契約の手続きに応じなかったとき。

③資金事情の変化等により企画提案した事業の運営が履行できないと学園が判断したとき

④著しく社会的信用を損なうこと等により、食堂運営の委託業者としてふさわしくないと本学が判断したとき。

⑤上記による選考結果の取り消し、辞退等があった場合には、次点者を繰り上げることとします。

8. 質問の受付等

質問等は原則として書面（様式は任意）により下記の問い合わせ先まで e-mail またはFAXで送付してください。

また、現場の見学を希望する場合も同様の方法により送付してください。見学の日時等は連絡に基づき調整いたします。

9. その他

本公募への応募に関する一切の費用（資料等の作成及び交通費等の経費）は、業者側の負担とし、学園からは一切の経費負担は行いません。

10. 問い合わせ先

学校法人大同学園 総務室長 上田 賢幸 E-mail tueda@daido-it.ac.jp または

大同大学 学生室長 伊藤 雅士 E-mail masaito@daido-it.ac.jp

〒457-8530 名古屋市南区滝春町10-3

総務室 電話 052-612-1551 FAX 052-612-3833

学生室 電話 052-612-6260 FAX 052-612-5623

学校法人大同学園食堂業務委託審査申請書

学校法人大同学園理事長殿

貴学園の食堂業務委託の公募に参加したいため、下記のとおり、審査を申請します。

記

1. 企業・団体名及び支店等名

所属部署・役職名

氏名（ふりがな）

所在地 〒

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

2. 添付書類

- (1) 企画提案書
- (2) 会社の概要
- (3) 過去3年分の貸借対照表・損益計算書
- (4) その他、大学等への出店実績など参考となる資料

以上